

佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業実施要領

第1 趣旨

棚田地域は、農業生産活動を通じて、県土・環境の保全や水資源のかん養、農山村の美しい原風景の形成等の多面的機能を発揮し、下流域や周辺地域を含めた農業の発展や県民生活の安定を図る上からも重要な役割を果たしている。

しかし、近年、過疎化、高齢化等の進行により地域の活力の低下、あるいは、地形等の条件から営農に多大な労力が必要であることから、耕作放棄の増加が見られる。

このため、棚田地域振興法（以下、棚田法という）第7条に基づき指定された地域（以下、指定棚田地域）において、都市住民の参加を得ながら指定棚田地域の保全・利活用に係る活動を支援し、棚田が有する多面的機能の適正な発揮と指定棚田地域の活性化を図る。

第2 事業の内容

都市住民が求める棚田の景観、保健休養の場等の提供を行いながら地域住民とともに棚田地域を保全・利活用するための次に掲げる活動を展開する。

1 指定棚田地域保全構想策定支援事業

将来にわたって持続的に棚田の保全と利用を継続していくための指定棚田地域の将来像や方針、具体的な取組等を記載した「指定棚田地域保全構想」（以下、棚田地域ビジョン）の作成の支援。

2 指定棚田地域保全活動支援事業

以下の指定棚田地域の保全等に係る活動の支援

(1) 棚田等の保全活動

ア 保全活動の話し合い、研修会

イ 耕作放棄地の復元、農道、畦畔・石積み、水路・ため池等の軽微な補修

ウ 美しい景観づくりの等の保全活動

エ 鳥獣緩衝帯の整備

オ 計画的な林地化（ただし、棚田法施行規則第一条に基づく「指定棚田地域の指定申請書」に記載された「保全を図る棚田等」を除く農地で、主傾斜1／20以上の農地の面積が1／2以上を占める地域の耕作放棄地等を地域の同意を得て林地化する場合に限る）

(2) 指定棚田地域の活性化

ア 指定棚田地域の振興のための研修会

イ 都市への情報発信

ウ 棚田を活かした農業体験等交流、オーナー制等のイベント開催

- エ 棚田ボランティア組織の結成及び棚田ボランティア協定に基づく活動の支援
(ただし、棚田ボランティア支援事業実施中のものを除く。)

第3 事業の実施

1 事業実施主体及び計画主体

事業実施主体は、棚田法第7条に基づき指定又は指定される見込みのある棚田地域の市町及び棚田法施行規則第一条に基づく「指定棚田地域の指定申請書」において、「保全を図る棚田等」の地域活動組織とする。

計画主体は、市町とする。

2 事業実施地域の登録

計画主体は、第2の事業により地域の活性化に取り組もうとする地域を選定し、指定棚田地域保全活動支援事業支援対象組織登録申請書（様式1）及び事業実施地区の集落協定書（様式2）を添付して農林事務所を経由して知事に提出する。

3 事業実施計画の策定等

計画主体は、集落協定に基づいた事業計画書（様式3）を作成し、農林事務所を経由して知事に提出し、その承認を受けるものとする。

4 棚田地域ビジョンの作成等

- (1) 棚田地域ビジョンは活動組織または計画主体の市町が作成するものとし、様式4の別紙4-1または別紙4-2に準じて作成するものとする。
- (2) 棚田地域ビジョンは事業計画の申請年度内で作成するものとする。

第4 県の助成

県は、予算の範囲内において、計画主体に対し、次に掲げる費用を補助するものとする。

1 指定棚田地域保全構想策定支援事業

- (1) 資料作成に必要な消耗品費等の経費
- (2) 話し合いや研修等に必要な資料代、講師謝金、講師旅費、使用料等の経費
- (3) 先進地事例調査に必要な旅費等の経費

ただし、事業の申請年度の1年間に限り補助するものとする。

2 指定棚田地域保全活動支援事業

- (1) 話し合い、研修等に必要な資料代、使用料等の経費
- (2) 情報発信、ボランティア組織結成のために必要な印刷費、運営費等の経費

- (3) 保全活動イベント等に必要な経費
- (4) 生活環境の整備や農地・土地改良施設などの軽微な補修・保全、鳥獣緩衝帯の整備や林地化等に必要な委託費、資材費及び機材借上げ料等の経費
- (5) 協定に基づく棚田ボランティアの活動に必要な経費

第5 市町の支援

計画主体となる市町においては、「保全を図る棚田等」の活性化の為、積極的な支援を行うこと。

また、当該地域の財政的援助については、ふるさと水と土保全対策市町村基金の積極的な活用に努めること。

第6 活動実績の報告

- 1 事業主体は、当該年度の活動実績を事業実績書（様式4）に基づき取りまとめ、農林事務所を經由して、翌年度の4月30日までに知事に報告するものとする。
- 2 事業主体は、指定棚田地域保全活動支援事業に取り組んだ場合は、事業実績書に棚田地域ビジョンを添付して県に提出するものとする。

附則

この要領は、令和2年 4月 1日から施行する。

附則（令和4年3月31日施行）

この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。

附則（令和7年4月1日施行）

この要領は、令和7年度分の補助金から適用する。

様式 1

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
市町長名

佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業支援対象組織登録申請書

佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業実施要領第 3 の 2 の規定に基づき、下記の組織について支援対象組織として登録されたく、関係書類を添付して申請します。

記

1 組織一覧

1) 組織名 :

2) 組織体制 :
代表者名 :

3) 組織人数 :

2 保全活動協定書

様式 2 のとおり

様式 2

佐賀県指定棚田地域保全活動協定書

市町名		地区名	
指定棚田地域名		指定年月日(予定)	
組織の代表者名 住所		組織の構成員数 (地区外数)	
協定締結年月日			
組織構成・運営 役割分担等の体系図 管理体制			
市町の保全方針			
地区の保全方針 地域が目指す方向、棚田米等の販売による営農自立型、都市との交流型(イベント交流・オーナー制・ボランティア受入等)などを記入			
保全活動内容 耕作放棄地の解消や農地の保全・利活用のために行う具体的な活動内容			

様式 3

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
市町長名

年度佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業計画書

- ☐ 指定棚田地域保全構想策定支援事業（別紙 3－1）
☐ 指定棚田地域保全活動支援事業（別紙 3－2）

佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業実施要領第 3 の 3 の規定に基づき、事業計画を策定したので下記のとおり提出します。

記

別紙のとおり

（注）申請の際は該当する事業に☑を行い、別紙の事業計画書を添付すること。

(別紙 3—1)

指定棚田地域保全構想（棚田地域ビジョン）策定支援事業計画書

市町名		地区名			
指定棚田地域の名称					
ビジョンの策定主体					
ビジョンの対象とする棚田等の名称					
ビジョンの対象とする棚田等の面積 (単位：a)	水田	畑地	樹園地	その他()	
地域の概要 ・地域の特徴 ・農業の特徴等					
ビジョンの概要(案)					
ビジョンの策定に関わる組織、関係機関					
ビジョンの策定のために取り組む事項					
策定に向けたスケジュールと活動内容		事業費	負担区分		
月	活動内容		県費	市町費	その他
計					

※構想を策定する範囲がわかる資料（地図等）を添付する

(別紙 3—2)

指定棚田地域保全活動支援事業計画書

市町名				地区名				
保全すべき棚田等の面積（単位：a）		水田		畑地		樹園地		その他（ ）
地域の概要 ・地域の特徴 ・農業の特徴等								
指定棚田地域振興活動の目標								
保全対象となる農地と土地改良施設等								
中山間地域等直接支払交付金の実施有無								
多面的機能支払交付金の実施有無								
事業内容				事業費	負担区分			
月	活動内容				県費	市町費	その他	
計								

※ 地区内の位置と保全活動を実施する範囲が分かる資料（地図、写真等）を添付する。

様式 4

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
市町長名

令和 年度佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業実績書

☐指定棚田地域保全構想策定支援事業（別紙 4－1 または 4－2）

☐指定棚田地域保全活動支援事業（別紙 4－3）

佐賀県指定棚田地域保全活動支援事業実施要領第 6 の 1 の規定に基づき、実績書をと
りまとめたので下記のとおり提出します。

記

別紙のとおり

（注）提出の際は該当する事業に☑を行い、該当する別紙の実績書等を添付すること。

別紙 4-1 <活動組織が棚田地域ビジョンを作成する場合>

〇〇地区棚田地域ビジョン（〇年度～〇年度）

- （１）活動組織の市町名：〇〇市町
- （２）指定棚田地域の名称：〇〇町（村）
- （３）指定棚田地域の指定時期：〇年〇月
- （４）棚田地域ビジョン作成に取り組んだ組織名：〇〇地区棚田振興協議会
- （５）棚田地域ビジョンの対象とする棚田の名称：〇〇の棚田、〇〇の段々畑

（６）棚田地域ビジョンの対象とする棚田の現況及び課題等

①名称：〇〇の棚田

対象とする棚田の集落の名称	
農地面積	
田の面積	
畑の面積	
樹園地の面積	
その他の面積	
耕作者の数 （〇年〇月現在）	
棚田が目指す将来像 （将来の在り方）	
棚田の将来像を目指す上での 課題	
将来像を目指す上で課題を 解決するため必要な取組	

将来像を目指す上で課題の 解決に取り組むための体制	
将来像を目指す上で課題の 解決のために話し合う内容	

(7) 棚田地域ビジョンの作成に向けて取り組んだ活動

月日	活動内容
○月○日	
○月○日	
○月○日	
○月○日	
○月○日	
○月○日	
○月○日	
○月○日	

(8) 作成年月日 ○年○月○日

(9) 添付書類

- ・ 指定棚田地域の現況がわかる地図
- ・ 棚田地域ビジョンの内容がわかる地図
- ・ その他、県が必要とする資料

- 注1：棚田地域ビジョンの計画期間は棚田法第8条の2に基づく「指定棚田地域活動計画」の計画期間の範囲を超えないものとする。
- 注2：面積や耕作者数は時点の記載があれば異なる年月のデータでもよいが、計画作成時のおおむね年以内のデータとする
- 注3：（5）については指定棚田地域内にビジョンの対象とする棚田が複数ある場合は、②、③・・・と適宜記入欄を追加してよい
- 注4：（7）については行を適宜追加、削除してよい。

別紙4-2＜補助事業者（市町）が棚田地域ビジョンを作成する場合＞

〇〇市町棚田地域ビジョン（〇年度～〇年度）

- （１）事業計画主体の市町名：〇〇市町
 （２）指定棚田地域の名称：〇〇町（村）
 （３）指定棚田地域の現況

指定棚田地域の指定時期	
農地面積	
田の面積	
畑の面積	
樹園地の面積	
その他の面積	
集落数	
耕作者の数（〇年〇月現在）	

- （４）棚田地域が目指すビジョン（作成担当課：〇〇課）

棚田地域ビジョンの対象とする棚田の名称	
棚田地域が目指す将来像 （将来の在り方）	
棚田地域の将来像を目指す上での課題	
将来像を目指す上で課題の解決のために取り組む事項	

将来像を目指す上で課題の 解決に取り組むための体制	
将来像を目指す上で課題の 解決のために話し合う内容	

(5) 棚田地域ビジョンの対象とする棚田の現況及び課題等

①名称：〇〇の棚田

棚田を含む集落の名称	
農地面積	
田の面積	
畑の面積	
樹園地の面積	
その他の面積	
耕作者の数 (〇年〇月現在)	
棚田を保全・利用を継続して いく上での課題	
課題を解決するため必要な 取組	

(6) 棚田地域ビジョンの作成に向けて取り組んだ活動

月日	活動内容
〇月〇日	
〇月〇日	
〇月〇日	
〇月〇日	
〇月〇日	
〇月〇日	
〇月〇日	
〇月〇日	
〇月〇日	

(7) 作成年月日 〇年〇月〇日

(8) 添付書類

- ・ 指定棚田地域の現況がわかる地図
- ・ 棚田地域ビジョンの内容がわかる地図
- ・ その他、県が必要とする資料

注1：棚田地域ビジョンの計画期間は棚田法第8条の2に基づく「指定棚田地域活動計画」の計画期間の範囲を超えないものとする。

注2：面積や耕作者数は時点の記載があれば異なる年月のデータでもよいが、計画作成時のおおむね年以内のデータとする

注3：(5)については指定棚田地域内にビジョンの対象とする棚田が複数ある場合は、②、③・・・と適宜記入欄を追加してよい

注4：(6)については行を適宜追加、削除してよい。

(別紙 4 - 3)

指定棚田地域保全活動支援事業実績書

市町名		地区名	活動期間		活動の主体組織名	
			令和 年 月 日 ～令和 年 月 日		(延活動参加人数 人)	
活動成果・改善箇所等						
活動経過	月 日	活動内容		時間	参加人数	
添付書類	活動状況写真等の活動経過が分かるものを添付 添付書類名 ()					
実施効果と今後の取組	事業を実施しての住民の反応及び今後の計画等					